

70 木材需要の創出・輸出力強化総合対策事業

【871（775）百万円】

対策のポイント

公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等による木材需要の創出や、高付加価値木材製品の輸出拡大、「木の文化」の情報発信などを支援します。

<背景／課題>

- ・本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、地域材の安定供給体制の構築に加えて、公共建築物の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、「木の文化」の情報発信などにより、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。
- ・また、農林水産物輸出額目標1兆円の達成に向けて、付加価値の高い木材製品輸出への転換を進めることが重要です。
- ・さらに、平成29年度に施行されたクリーンウッド法に基づき合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図る必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加（2,500万^m（平成27年）→4,000万^m（平成37年））

<主な内容>

1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業 44（42）百万円
 - (1) 各業界分野における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進
医療・福祉やスポーツ等の民間団体等が行う、施設の用途に適した木造化・木質化の在り方や低コスト化の方策の検討、検討結果に基づく訴求ツールの作成・普及等の取組を支援します。
 - (2) 地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進
地域の企業や行政が参画する地域協議会を対象に、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供や設計支援等を行う取組を支援します。
2. 「地域内エコシステム」構築事業 389（380）百万円
 - (1) 「地域内エコシステム」構築事業
「地域内エコシステム」（地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み）の構築に向け、地域が行うF/S調査（実現可能性調査）、関係者による合意形成のための協議会の運営、小規模な技術開発等の取組を支援します。
 - (2) 「地域内エコシステム」サポート事業
「地域内エコシステム」の構築に必要な技術的なサポートを行うため、電話相談や技術者の現地派遣、各種調査等の取組を支援します。
 - (3) 木材のマテリアル利用技術開発事業
セルロースナノファイバー（CNF）等、木質バイオマスの新たなマテリアル利用促進のため、中山間地域に適した製造技術の開発・改良や企業と連携した製品開発など実用化に向けた取組を支援します。

3. 高付加価値木材製品輸出促進事業 100(49)百万円

(1) 企業連携型木材製品輸出促進モデル事業

同業種や異業種の企業連携により、輸出先国のニーズを踏まえた付加価値の高い木材製品を輸出するための試作品の製作、共同輸出の仕組みの検討等の取組を支援します。

(2) 日本産木材・木材製品の普及・PR

新たな輸出先国の開拓に向けた木材輸出のポテンシャル調査、輸出先国の木材関連業者を対象とする日本産木材製品の良さや利用方法の普及のためのシンポジウム等の開催、輸出先国における木造軸組モデル住宅等を活用したPRやセミナー等を行う取組を支援します。

4. 木づかい・森林づくり活動の全国的な展開 281(233)百万円

(1) 「木の文化」創造・発信事業

海外に向けた「木の文化」の情報発信、消費者の木材利用に対する理解を醸成するための普及活動、木材利用の顕彰、木育活動等を行う取組を支援します。

(2) 森林景観を活かした観光資源の整備・木づかいの推進

観光資源としての国有林のレクリエーションの森の整備に際し、日本の森林・木の文化や木材の魅力を伝える場とする取組を実施します。

(3) 多様な主体による森林づくりの促進

全国的な緑化運動や、働き方改革等の新たな社会ニーズへの対応を踏まえた森林づくりに関わる主体を拡げる活動等を支援します。

5. 「クリーンウッド」普及促進事業 57(71)百万円

(1) 「クリーンウッド」普及啓発事業

木材関連事業者の登録を促進するため、専門家の派遣やセミナー等の開催、全国及び都道府県における合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした協議会による普及啓発活動を支援します。

(2) 違法伐採関連情報の収集・提供

ウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供を行います。

補助率等：定額等
※5(2)の事業は委託
事業実施主体：国、民間団体等

お問い合わせ先：
1、2(3)を除く)、3、4(1)、5の事業
林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
2(3)の事業 林野庁研究指導課 (03-3501-5025)
4(2)の事業 林野庁経営企画課 (03-6744-2323)
4(3)の事業 林野庁森林利用課 (03-3502-8243)

背景

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、新たな木材需要の創出と、高付加価値の木材製品の輸出拡大を「車の両輪」として進めることが重要。

実施内容

公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等による木材需要の創出や、高付加価値木材製品の輸出拡大、「木の文化」の情報発信などを支援します。

公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進 (民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業【44(42)百万円】)

公共建築物等における木材利用の推進を図るため、民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化の取組を中央段階及び地域段階で支援

医療施設



医療・福祉やスポーツ団体等による、施設の使用上ふさわしい木造化・木質化の在り方や低コスト化を実現するための方策の検討・普及等を支援

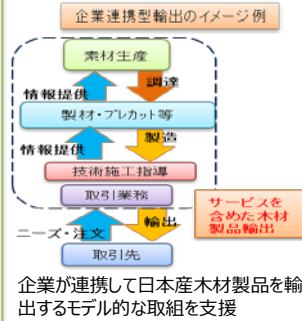
地域協議会に対する専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供、設計支援やその成果の検証・普及等を支援

スポーツ施設



高付加価値木材製品の輸出拡大 (高付加価値木材製品輸出促進事業【100(49)百万円】)

日本の高度な加工技術を活かした木材製品の輸出拡大を図るため、企業間の連携によるモデル的な輸出への取組や日本産木材製品の普及・P R等の取組を支援



新たな輸出先国における調査・セミナーや日本産木材を利用したモデル建築等を活用した展示・P Rの取組を支援

合法伐採木材等の流通及び利用の促進 (「クリーンウッド」普及促進事業【57(71)百万円】)

クリーンウッド法に基づき合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、木材関連事業者の登録の推進、幅広い関係者への「クリーンウッド」の普及啓発、国内外における関係情報の収集・提供を実施



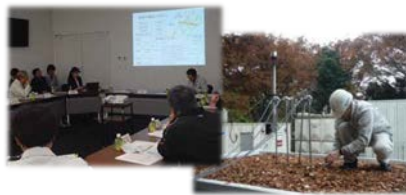
木材関連事業者の登録を促進するため、専門家派遣による働きかけやセミナー等の実施、全国及び都道府県における合法伐採木材の利用促進を目的とする関係者からなる協議会の普及啓発活動を支援



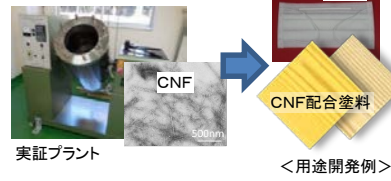
国の責務である違法伐採関連情報の提供のため、ウェブサイトの更新や追加掲載するための新たな情報の収集等を実施

「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等 (「地域内エコシステム」構築事業【389(380)百万円】)

・「地域内エコシステム」(地域の関係者の連携の下、熱利用または熱電供給等により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み)の構築に向け、地域の体制づくりや小規模な技術開発、技術面での相談・サポート等を支援
・木材の新たなマテリアル利用促進に向けた技術開発等を支援



「地域内エコシステム」の構築に必要なF/S調査や地域協議会の運営、小規模な技術開発、相談窓口の設置等を支援



実証プラント
CNF等木材の新たなマテリアル利用促進に向け、中山間地域に適した製造技術の開発・用途開発等の支援

「木の文化」の情報発信・森林づくり活動の全国的な展開 (木づかい・森林づくり活動の全国的な展開【281(233)百万円】)

木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発の取組への支援



国産材製品活用に向けた普及活動や情報収集・提供、木材利用の顕彰、木育活動等の取組を支援



観光資源としての「レクリエーションの森」における森林活動体験施設等を木材の魅力を発信するショーケースとして整備・活用



全国的な緑化運動や、働き方改革等の新たな社会ニーズへの対応等を木材の魅力を発信する主体を拡げる活動を支援